

第二次下野市コンプライアンス推進計画の概要

市民の信頼回復と不祥事の再発防止を目指し、市のコンプライアンス推進に係る取組を策定した「下野市コンプライアンス推進計画」が、令和3年度で最終年度となることを踏まえ、引き続き、市のコンプライアンス推進に係る取組を定めるため、これまでの取組の検証等に基づき「第二次下野市コンプライアンス推進計画」を定める。

1 計画の内容

(1) 達成目標の見直し

3年間の取組の検証、確立委員会の意見及び意識調査結果への対応、内部統制導入等状況の変化を考慮し、達成目標を見直した。

・当初計画の達成目標

- (1) 市長及び職員のコンプライアンス意識の醸成
- (2) 管理職員の育成及びマネジメント能力の向上
- (3) 風通しの良い職場づくり
- (4) 給与等システムの見直し
- (5) 公金の適正な取扱いの徹底
- (6) コンプライアンス推進の徹底

・第二次計画の達成目標

- (1) **コンプライアンス意識の保持**
 - **醸成から保持へ。当初計画の(1)と(6)を整理統合。**
- (2) **管理職員のマネジメント能力の向上**
 - **継続。**
- (3) **不祥事の再発防止のための統制環境づくり**
 - **不正防止に関する取組を整理統合。**
- (4) **風通しの良い職場づくり**
 - **管理職員のマネジメントを全職員の取組に変更するなど、風通しの良い職場づくりに関する施策の全庁化及び整理統合。**

(2) 大分類の見直し

3年間の取組の検証、確立委員会の意見及び内部統制実施を勘案した達成目標に合わせて、分類を見直した。

・当初計画の大分類

→ 確立委員会の提言及び推進指針に対応するための計画として「提言への取組」を大分類に位置付けた。

- (1) コンプライアンスに関する提言への取組
- (2) 管理監督体制に関する提言への取組
- (3) 人事や組織に関する提言への取組
- (4) 電算システムに関する提言への取組
- (5) 公金の取扱に関する提言への取組
- (6) コンプライアンス意識向上への取組

・第二次計画の大分類

→ 提言への取組が一部達成され、次なる取組として新たな達成目標を定めたことから、「達成目標」を大分類に位置付けた。

- (1) コンプライアンス意識の保持
- (2) 管理職員のマネジメント能力の向上
- (3) 不祥事の再発防止のための統制環境づくり
- (4) 風通しの良い職場づくり

(3) 小分類の見直し

大分類の整理統合及び達成状況を考慮し、小分類を見直した。

→当初計画は、確立委員会の提言どおりに小分類を設定したが、3年間の取組の検証等により、継続と整理統合を行った。

(1) ア コンプライアンスの徹底

→ **コンプライアンスの知識の習得 (明確化)**

(1) イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施

→ **継続 (1) イ**

(2) ア マネジメント能力の向上

→ **マネジメントに関する知識の習得 (明確化)**

(2) イ 報連相の徹底

→ **(4) 風通しの良い職場環境の構築 (全庁的な取組に変更)**

(2) ウ チェック体制の確立

→ **(3) 組織のチェック体制の強化 (全庁的な取組に変更)**

(2) エ 内部統制への取組

→ **制度実施により、研修事業を(1)アに統合し、小分類は廃止**

(3) ア 特定職員への業務の固定化の解消

→ **継続 (3) ア**

(3) イ 風通しの良い職場環境の構築

→ **研修事業は(1)アに統合し、(4)イとして整理**

(3) ウ 適切な人事異動の実施

→ **継続 (4) ア**

(4) ア システム処理手順の見直し

(4) イ システムによるチェック機能の強化

(4) ウ 情報セキュリティポリシーの見直し

→ **(3)ウ 電算システムのセキュリティ対策に整理統合**

(5) (小分類なし)

(6) ア 法令を遵守した事務の執行

- **研修事業を（１）アに統合し、小分類は廃止**
 - （６）イ 服務規律・公務員倫理の徹底
- **研修事業を（１）アに統合し、小分類は廃止**
- **安全運転を分離し、（１）ウとして整理**
 - （６）ウ 情報管理の徹底
 - （６）エ 公正な市民対応
- **（３）オ情報管理の徹底として統合**
 - （６）オ ハラスメントの防止
- **継続 （３）オ**
 - （６）カ 公益通報制度の運用
- **継続 （３）カ**

(4) 施策ごとの見直し

3年間の取組の検証、確立委員会の意見及び内部統制実施を勘案した達成目標に合わせて、施策の新設及び整理統合をする。

- ・ **1 30施策を21施策に整理統合**
- ・ **2 10施策あった研修事業の整理統合。**
(統合：旧1 コンプラ、10 内部統制、13 風通し、21 法令、22 服務規律→新1)、(旧24 個人情報、25 公文書→新15)
(継続：旧4 管理職、27 不当要求、28 ハラスメント)
- ・ **3 研修以外の情報の周知に取り組むため、コンプライアンスに関する定期的な情報発信の取組を新設 (新2)**
- ・ **4 当初計画の取組により達成・改善したもの及び内部統制導入に伴う施策の整理統合**
(廃止：旧9 内部統制、17 チェックシステム (突合システムは新14 に統合)、19 公金調査 (総点検調査を廃止。公金の現地調査は新14 に統合して継続。))
(統合：旧18 情報セキュリティ策定→新12 に統合)
- ・ **5 管理職員の取組のうち、全庁的な意識の統一及び取組が必要なものを、全職員の取組に位置づけ**
(旧5 声かけ、6 報連相→新19 に統合)
(旧8 業務マニュアル→新11)

2 その他

(1) 令和3年度の取組について

第二次推進計画は、当初計画の令和2年度実績をもとに、令和3年度の実績が令和2年度と同等又は上回ることを前提にして作成しています。

このことから、令和2年度実績において評価4にならなかった施策8、21、22については、意識的に取り組むよう事務局から周知しているところです。

しかしながら、施策8に係る「ヒヤリ・ハット事例の共有化」は、昨年度までに、共有先の設定及び共有化のルールを作成し、インフォメーションで全職員に周知済みですが、未だ適切な利用がされていません。

本施策について、本部員から推進員への指導が必要であると考えますので、よろしく願いいたします。